

中小企業税務対策について（改訂継続）

1 法人税関係

役員定期同額給与の減額改定を行う場合の要件となっている業績悪化改定事由の見直しをしていただきたい。

（理由）現在、新型コロナウイルスの感染拡大により、中小企業を取り巻く経済状況は厳しさを増している。これらを踏まえて、役員給与の減額は、利益調整ではなく、企業の存続のためにやむを得ず減額するケースが多いと思われるので、柔軟な取り扱いができるよう見直しが必要である。

2 消費税関係

消費税の各種届出書および申請書の提出期限は、現在、事業年度終了の日までに、となっているが、申告書の提出期限と同一にしていきたい。

（理由）中小企業にとって、現今の不安定な経済状況から翌期以降の予測は困難を極め、決算の成績によりはじめて予測できる状況である。場合によっては納税額に大きな影響も与えてしまうので、事前届出制度を廃止して確定申告書の提出期限とすべきである。

3 所得税関係

年少扶養親族に対する所得控除を復活させていただきたい。

（理由）児童手当等の給付は、社会保障制度のひとつとして子育て支援が目的である。一方、扶養控除制度は、所得税法の制度であり、社会保障制度が改正されたからといって廃止すべきものではない。従って、年少扶養親族に対する所得控除を復活すべきである。

4 相続税関係

贈与税の基礎控除の引き上げおよび税率の緩和並びに子育て世代への税率を緩和していただきたい。

（理由）高齢者層に偏在しているという個人資産の移転を図るものであれば、贈与による移転をしやすくし、経済的効果を図るためにも基礎控除を引き上げるべきである。併せて、子育て世代への贈与税の負担を緩和するための税率引き下げを考慮していただきたい。

5 地方税関係

すべての公益法人・NPO法人・宗教法人等に対する法人市県民税の均等割の課税を実施していただきたい。

（理由）現在、公益法人等に対しては、その法人が収益事業を行っていない限り国税・地方税とも非課税となっている。

しかし、公益法人等は所在する地域において多くの経済的恩恵を受けていると思われる。一般の法人が事業損失を計上しても市県民税の均等割を納付しなければならないという現行税制から鑑みても公益法人等の市県民税の均等割課税は早急に検討すべきと考える。

6 印紙税関係

印紙税法を廃止すべきである。

(理由) 印紙税は、特定文書の作成に対して課税されるものであるが、電子商取引が普及して電子決済が進んでいる現在、紙により作成された文書には課税し、電子文書には課税しないのは不公平であるので、廃止すべきである。